

2009年4月30日

資産等補充報告書

山本 裕三



1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
変更なし	m ²	円	

- (注) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
- 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
- 4 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面 積	摘 要
変更なし	m ²	

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
- 3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

3 建物

所 在	床 面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
変更なし	m ²	円	

(注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

4 預金・貯金

・預金

預金の総額	0円
-------	----

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

・貯金

貯金の総額	0円
-------	----

(注) 普通貯金を除く。

5 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
変更なし	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額を記入する。

種 類	銘	柄	株 数	額 面 金 額 の 総 額
株	変更なし		株	円
券				

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価格が1,000,000円を超えるものに限る。）

・自動車

種 類	数 量
変更なし	

（注）種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

・船舶

種 類	数 量
変更なし	

（注）種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

・航空機

種 類	数 量
変更なし	

（注）種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

・美術工芸品

種 類	数 量
変更なし	

（注）種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

変更なし	

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	0円
--------	----

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	0円
--------	----

2009年 4月30日

所得等報告書

山本裕三



区 分		所得金額	基因となった事実
総 合 課 税	事業所得	円	
	不動産所得		
	利子所得		
	配当所得		
	給与所得	13,530,400	給与・賞与
	雑所得		
	譲渡所得		
	一時所得		
分 離 課 税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
山 林 所 得			

受贈財産の課税価格	円
-----------	---

(注) 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が1,000,000円を超えるものについてその基因となった事実を記入する。

2009年 4月30日

関 連 会 社 等 報 告 書

山本裕三



会社その他の法人の名称	住 所	役員、顧問その他の職名
該当なし		

(注) 1 4月1日現在の名称を記入する。

2 会社その他の法人には、法人ではない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。